

令和4年1月17日

申請者各位

一般社団法人次世代自動車振興センター  
充電インフラ部

令和3年度

「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）」における  
充電インフラ導入事業実績報告の最終提出期限の延長について

令和3年度「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）」における充電インフラ導入事業において、昨今の半導体不足による充電設備の生産及び納品の遅延等を考慮し、実績報告の最終提出期限を下記の通り延長します。

なお、最終提出期限にかかわらず、充電設備の設置工事が完了し、かつ充電設備と設置工事に係る補助対象経費全額の支払いが完了した後は、速やかに実績の報告をしてください。

記

全ての事業の実績の報告期限日を1ヶ月延長し、実施細則第9条1項を下線部に変更します。

変更前	変更後
第9条 交付規程第12条1項のセンターが別に定める日は令和4年1月31日（月）とする。	第9条 交付規程第12条1項のセンターが別に定める日は <u>令和4年2月28日（月）</u> とする。

以上